

静岡労働局だより

2016.10

毎年10月は中小企業退職金共済制度の「加入促進強化月間」です

「ハラスメント対応特別窓口」を開設しています

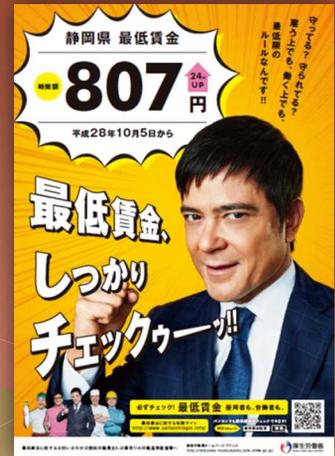
就職面接会・障害者雇用支援セミナーを開催しました

静岡労働局雇用保険電子申請事務センターを開所しました

11月は「過重労働解消キャンペーン」期間です

おしごとアドバイザー事業の開始について

静岡県内の有効求人倍率（平成28年8月内容）



毎年10月は中小企業退職金共済制度の「加入促進強化月間」です

雇用環境・均等室 054-254-6320

～従業員の福祉の増進を図るため、国の退職金共済制度への加入を促進します～

中退共
CHU-TAI-KYO
小企業退職金共済制度

中退共制度は、中小企業のための国の退職金制度です。

安心して退職金を受け取れる職場に

- **安心・確実**
国の助成がある退職金制度です
- **有利**
掛金は税法上全部非課税です
- **簡単管理**
退職金の管理が簡単です
- **ポータビリティ**
転職時、他の年金制度等とのポータビリティも可能です

●パートタイマーの方や家族従業員も加入できます。

ホームページにて、説明動画配信中!

中退共 検索

〒170-8055 東京都豊島区東池袋 1-24-1
TEL: 03-6907-1234 FAX: 03-5955-8211

独立行政法人勤労者退職金共済機構
建設業退職金共済事業本部
中小企業退職金共済事業本部

将来を見据えた選択肢

建退共

不安・心配
Anxiety & Worry

Relieved

けんたいきょう

独立行政法人勤労者退職金共済機構
建設業退職金共済事業本部

好きだから一続きたいける…

酒づくり。してますか?

有利で安全・安心。
“清退共”の退職金制度に加入しましょう。

お忘れなく!

独立行政法人 勤労者退職金共済機構
清酒製造業退職金共済事業本部

国が作った林業界全体の制度です

林業 してますか?

林業共加入のみなさまへ

独立行政法人 勤労者退職金共済機構
林業退職金共済事業本部

一般の中小企業退職金共済制度のしくみ

事業主と独立行政法人勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部（中退共）が契約を結べば、あとは退職者に直接退職金が支払われます。

- (1) 事業主が中退共と退職金共済契約を結びます。後日、従業員ごとの共済手帳を送付します。
- (2) 毎月の掛金を金融機関に納付します。掛金は全額事業主負担です。
- (3) 事業主は、従業員が退職したときには、「被共済者退職届」を中退共へ提出し、「退職金共済手帳（請求書）」を従業員に渡します。
- (4) 従業員の請求に基づいて中退共から退職金が直接支払われます。

特定業種退職金共済（特退共）制度とは

建設業、清酒製造業または林業で働く従業員のための、簡単で有利な退職金制度です。

中退共制度のように一社を退職するときに支払われるのではなく、その業界で働くことをやめたときに退職金が支払われる「業界の退職金制度」です。

平成29年1月1日から、改正男女雇用機会均等法及び改正育児・介護休業法が施行され、上司・同僚からの職場における妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントを防止する措置が事業主に新たに義務付けられます。静岡労働局では、事業主などを対象とした説明会を開催するほか、労働者や事業主などが相談できる「ハラスメント対応特別相談窓口」を開設しています。

- 設置期間等 平成28年9月1日～平成28年12月28日
(土日祝日を除く) 8:30～17:15
- 相談窓口 静岡労働局雇用環境・均等室 電話054-252-5310

上司に妊娠を報告したら「他の人を雇うので早めに辞めてもらわないか」と言われた。



妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの相談を受けたが、会社としてどうすればよいのだろう。

育児短時間勤務をしていたら同僚から「あなたが早く帰るせいで、まわりは迷惑している。」と何度も言われ、精神的に非常に苦痛を感じている。

妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントの防止措置は、会社としてなにをすればよいのだろう。

- 妊娠・出産をしながら働く女性のためのさまざまな制度があります
(母子健康手帳でも紹介されていますのでぜひ読んでみてください)
- 育児や介護のためのさまざまな制度は、男性も取得することができます
制度について知りたい場合も、ご相談ください。

このほか・・・

| |
|------------|
| 働く人 |
| 働く人 企業の担当者 |
| 企業の担当者 |

- ◆ 妊娠を報告したら、事業主から「退職してもらおう」と言われました。
- ◆ 非正規の社員も、産休・育休を取れるのでしょうか？
- ◆ 会社として、妊娠等した労働者に、このような取扱いをしたら、均等法などに違反しますか？

・・・などのご相談にも対応します。

就職面接会・障害者雇用支援セミナーを開催しました

職業対策課 054-271-9970

浜松公共職業安定所と浜松市は、9月21日にアクティビティー浜松で、障害者の就労の場の確保をするともに、企業の障害者雇用に関する不安を払拭することにより障害者雇用率改善の促進を図ることを目的に、浜松所管内企業・求職者を対象とした「障害者雇用支援セミナー・就職面接会」を実施しました。

雇用支援セミナーでは基調講演として「障がい者雇用は経営戦力です」と題し、講師の影山摩子弥氏に講演いただくとともに、企業での障害者雇用の取組の紹介やパネルディスカッションを行い、39社の企業70名が参加しました。

セミナーの様子



面接会の様子



また、障害のある方のための就職面接会については39社が事業所ごとに席を設け、人事担当者と障害者の個別面接を行い、181名の求職者が参加しました。

終わった後のアンケートでは、障害者の就職についてハローワークをはじめいろいろな機関との連携の必要性を感じたという意見をいただきました。

今まで、静岡県内の各ハローワークで行っていた「雇用保険適用関係業務」及び「雇用継続給付関係業務」の電子申請手続きの事務処理を、今後は「静岡労働局雇用保険電子申請事務センター」で集中して行うことにより、迅速化・効率化を図ります。



全国の電子申請の利用率は年々増加しており、平成29年4月には20%を超える見込みです。静岡局においても事務処理の集中化を通じて、利用者の皆様の利便の向上及び電子申請の利用促進を図る所存です。

ぜひ、この機会に電子申請の利用の検討をお願いいたします。

更に、電子申請には以下のようなメリットがあります。

- ①ご自宅、企業の事業所等から24時間365日手続きを行うことができる。
- ②インターネットを経由しての申請・届出のため、安定所の窓口へ行くための移動時間、待ち時間を節約できる。
- ③チェック機能があるため、事前に記入誤りを防止できる。

詳細はこちら

電子政府の総合窓口[e-Gov]のホームページ <http://www.e-gov.go.jp/>



11月は「過重労働解消キャンペーン」期間です。

監督課 054-254-6352

～トップが決意を持って、長時間労働の削減に向けた取組を推進しましょう。～

働き過ぎではありませんか？

我が国の労働時間の現状をみると、週の労働時間が、60時間以上の労働者の割合は近年低下傾向であるものの、依然として長時間労働の実態が認められ、年次有給休暇の取得率が低い水準にとどまるなど、長時間労働の削減を始めとした働き方の見直しが求められています。

こうした中、平成28年6月2日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」や「日本再興戦略2016-第4次産業革命に向けて-」において、働き方改革の実行・実現のため長時間労働の是正に向けた取組を強化する旨が盛り込まれました。また、政府全体としても、去る9月2日に「働き方改革実現推進室」を設置するなど、長時間労働の是正を含めた働き方改革実現に向けた取組を開始しています。

この長時間労働問題については、静岡労働局に局長を本部長とする「静岡労働局 働き方改革推進本部」を設置し、

①著しい過重労働や賃金不払残業などを行う企業の撲滅に向けた 監督指導の強化

②休暇の取得促進をはじめとした「働き方の見直し」に向けた企業への働きかけの強化

を2つの柱として、局を挙げて取り組んでまいりました。

特に監督指導については、本年4月に、月残業100時間超から80時間超のすべての事業場へ監督対象を拡大するなど、その取組を強化したところ。また、平成26年1月に施行された「過労死等防止対策推進法(平成26年法律第100号)」において、11月は過労死等防止啓発月間とされており。そのため、本年も、昨年に引き続き10月を「年次有給休暇取得促進期間」、11月を「過重労働解消キャンペーン」期間と定め、長時間労働削減の取組を推進することとしました。

無料 過重労働等に関する相談はこちら
「過重労働解消相談ダイヤル」▶ 0120-794-713
11月6日 9:00～17:00



おしごとアドバイザー事業の開始について

職業安定課 054-271-9950

厚生労働省では、在職中の方などが正社員での就職に関するご質問やご相談を、平日夜間（17時～22時）と土日・祝日（10時～17時）に電話やメールで受け付ける事業（名称：おしごとアドバイザー事業）を平成28年9月1日より開始しました。

「おしごとアドバイザー」は、正社員での就職に関するご質問やご相談を
平日夜間17時～22時と土日・10時～17時の間であれば
電話で何度でもできるサービスです。（メールは24時間受付中）
「正社員になると何がいいの?」といった素朴な疑問から、
「履歴書って鉛筆で書いたらダメ?」といった今さら聞きづらい内容まで、
就職や転職に関することなら何でも気軽にお問い合わせください。



電話・メールでの質問・相談からはじまる仕事探し
おしごとアドバイザー
<http://oshigoto.mhlw.go.jp>



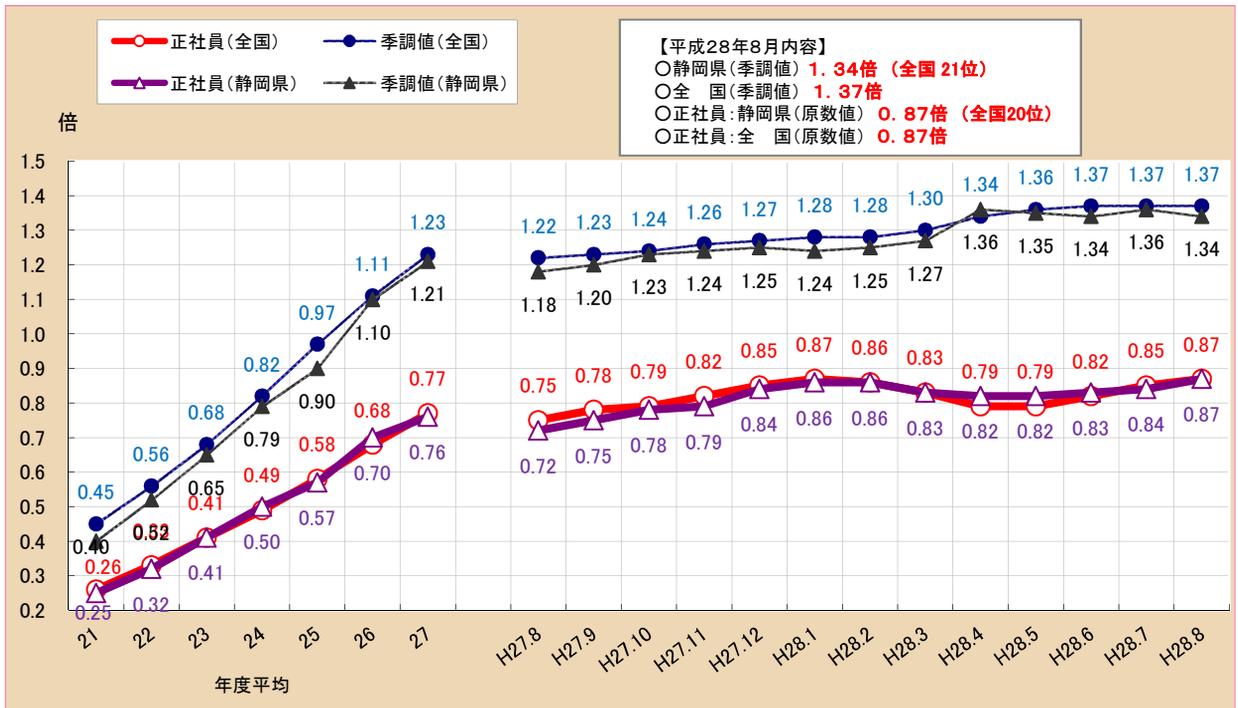
アクセスはこちらから

おしごとアドバイザー



静岡県内の有効求人倍率（平成28年8月内容）

職業安定課 054-271-9950



| | 9月把握分 | 1～9月 |
|-----|-------|------|
| 製造業 | 0 | 5 |
| 建設業 | 1 | 5 |
| 運輸業 | 0 | 3 |
| 農林業 | 0 | 0 |
| その他 | 2 | 3 |
| 合計 | 3 | 16 |

静岡労働局 雇用環境・均等室

〒420-8639
 静岡市葵区追手町9番50号（静岡地方合同庁舎3階）
 TEL <054>254-6320
 FAX <054>254-6543

<HP> <http://shizuoka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>